令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

請戸川地区幹線用水路他機能診断調査業務

現場説明書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

#### 1. 一般事項

(1)契約保証について

契約保証については、別紙-1のとおりである。

- (2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
  - ① 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
  - ③ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む)の就労 希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

# 2. 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下の基準に準じて行うものである。

- ①設計業務:土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) 設計業務の価格積算基準
- ②調査業務:土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) 地質、土質調査業務の価格積算基準

#### 3. 積算基地について

積算基地は、仙台市で考えている。

#### 4. 作業歩掛

本業務にかかる作業歩掛は、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)における参考歩掛のほか、下表のとおり考えている。

なお、業務完了後は、監督職員へ当該業務の参考歩掛実態調査表を提出するものとする。

# (1) 設計業務

1-1)機能診断(設計業務): 土木施設(水路トンネル、開水路、暗渠)2巡目 請戸幹線導水路、高瀬幹線導水路、請戸左岸幹線用水路、高瀬左岸幹線用水路

(単位:人)

							(単位:八)
			Ī	直接人件費	ţ		
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1. 業務準備	1式	3.0	4.0	4.0			
2. 事前調査			1 5	2.0	2.0		水路トンネル
2-1. 資料調査	1式		1. 5	2. 0	2. 0		L=7.53km
			0. [	1 [	1 [		開水路、暗渠
2-1. 資料調査	1式		0. 5	1. 5	1. 5		L=2.06km
2-2. 問診調査	1式		2. 0	2.0			
3. 施設機能の検討	1式	1.0	2. 5	2.0			
4. 施設の影響度評価	1式	2.0	3. 5	3. 5	1.5		
5. 性能低下要因の推定	1式	1. 5	3. 5	2. 5			
6. 現地調査計画の作成	1式	1. 5	3. 0	3.0	1.5		
7. 健全度評価	1式	0.5	2.0	2.0	2.5		
8. 性能低下予測	1式	1.0	2.0	2.0	1.5		
9. 管理水準の設定	1式	2.0	4. 5				
10. 機能保全対策の検討	1式	2. 5	6.0	3. 5			
11. 機能保全コストの算定	1式		2. 5	5.0	10.0		
12. 機能保全計画の策定	1式	2. 5	3. 5	4. 5			
13. 農業水利ストック情報データの入				2.0	2.0		
力及び登録	1式			2. 0	2.0		
14. 点検取りまとめ	1式	3. 5	2. 0		3. 0		
合計		21.0	43.0	39. 5	25. 5		

1-2)機能診断(設計業務): 土木施設 (パイプライン) 2 巡目 請戸左岸幹線用水路、請戸右岸幹線用水路、高瀬左岸幹線用水路、高瀬右岸幹線用水路 (単位:人)

							(平皿・八)
			Ū	直接人件費	ţ		
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1. 業務準備	1式	3. 5	4.0	4.0			
2. 事前調査 2-1. 資料調査	1式		1. 5	2. 5	2. 5		ハ゜イフ゜ライン L=14. 73km
2-2. 問診調査	1式		2. 0	2.0			
3. 施設機能の検討	1式	1.0	2. 5	2. 5			
4. 施設の影響度評価	1式	1. 5	2. 5	2.5			
5. 性能低下要因の推定	1式	1. 5	3. 0	3.0			
6. 現地調査計画の作成	1式	2. 5	5. 5	5. 5	3.0		
7. 健全度評価	1式	1. 0	2.0	2.0	2.0		
8. 性能低下予測	1式	1.0	2. 0	2.0	1.5		
9. 管理水準の設定	1式	2. 5	4. 5	3.0			
10. 機能保全対策の検討	1式	3. 0	5. 0	3.5			

11. 機能保全コストの算定	1式		5. 0	7.5	13.5	
12. 機能保全計画の策定	1式	2. 5	5. 0	5. 0		
13. 農業水利ストック情報データの入力及び登録	1式			1.5	1.5	
14. 点検取りまとめ	1式	3. 5	2. 5		3.5	
合計		23. 5	47. 0	46.5	27. 5	

# 1-3)機能診断(設計業務):土木施設(頭首工)2巡目 焼築頭首工

(単位:人)

			Ī	直接人件費	Ť		
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1. 業務準備	1式	1.0	1. 0	1.0			
2. 事前調査 2-1. 資料調査	1式		1. 0	1.5	1.5		
2-2. 問診調査	1式		0.5	0.5	1.0		
3. 施設機能の検討	1式	0. 5	0.5	0.5			
4. 施設の影響度評価	1式	1. 0	2. 0	2.5	2.0	1.0	
5. 性能低下要因の推定	1式	0. 5	0.5	1.0			
6. 現地調査計画の作成	1式	0.5	1. 5	2.0	1.5		
7. 健全度評価	1式	0. 5	0.5	0.5			
8. 性能低下予測	1式	0. 5	0. 5	0.5			
9. 管理水準の設定	1式		1. 0	1.5			
10. 機能保全対策の検討	1式	0. 5	1. 5	2.0	2.5	2.0	
11. 機能保全コストの算定	1式	1. 0	1. 5	2.5	3. 5	3.5	
12. 機能保全計画の策定	1式	0. 5	1. 5	1.0			
13. 農業水利ストック情報データの入				0.5	0. 5		
力及び登録	1式			0. 5	0. 5		
14. 点検取りまとめ	1式	0.5	0.5		0.5		
合計		7. 0	14. 0	17.5	13. 0	6.5	

# (2-1) 機能診断(設計業務):機械設備(水門設備) (1) 巡目 請戸左岸幹線用水路

(単位:人)

			-	古坛、///	<b>书</b>		Ī	<u> 一匹・/ ()</u>
				直接人件費	₹	1		
作業項目	数量	主任	技師A	技師 B	技師C	技術員		備考
		技師	1Xhh V	1XIII D	1X 111 C	以附具	۱	
1. 事前調査	1式							
2. 概略診断								
機能診断評価(健全度評価)	1式							
3. 機能保全対策の検討			少 4	考歩掛を適	刊			
3-1. 性能低下予測	1式							
3-2. 機能保全対策の検討	1式							
3-3. 対策実施シナリオの作成	1式							
3-4. 機能保全コストの算定	1式		I	I				

3-5. 機能保全計画の策定	1式						
4. 農業水利ストック情報デー タの作成	1式		参	考歩掛を	適用		
5. 点検取りまとめ	1式						
合計						П	

2-2)機能診断(設計業務):機械設備(水門設備)2巡目 焼築頭首工

(単位:人)

			Ī	直接人件費	Ť		). 5
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	備考
1. 事前調査	1式		1. 5				
2. 概略診断機能診断評価(健全度評価)	1式	0. 5	1. 0	1.0			
3. 機能保全対策の検討 3-1.性能低下予測	1式	0.5	0. 5	0.5	0.5	0.5	
3-2. 機能保全対策の検討	1式	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	
3-3. 対策実施シナリオの作成	1式	0.5	1. 5	1.5	1.5		
3-4. 機能保全コストの算定	1式	0.5	1. 5	1.5	1.5		
3-5. 機能保全計画の策定	1式	0.5	1.5	1.5			
4. 農業水利ストック情報データの作成	1式			0.5	0.5		
5. 点検取りまとめ	1式	0.5	0.5		1.0		
合計		3. 5	8. 5	7. 5	6.0	1.5	

## (2)調査業務

1)機能診断(調査業務):土木施設等(水路トンネル、開水路、暗渠、パイプライン、頭首工)2巡目請戸幹線導水路、高瀬幹線導水路、請戸左岸幹線用水路、請戸右岸幹線用水路、高瀬左岸幹線用水路、高瀬右岸幹線用水路、焼築頭首工

(単位:人)

			直	接人件	費		注	注	
作業項目	数量	主任	技師A	技師B	技師C	技術員	機械	材料費	備考
11 1/2 1/2 1	<b>外至</b>	技師	174471	1XHIP D	17440	及四只	経費		Vm· J
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	
現地踏査(水路トンネル、	9.59 km		1		    歩掛をj	<b>当</b> 田			
開水路、暗渠)	a. da kili		1	<i>一</i>	アクリガーで 川	型/刀			
現地踏査(パイプライン)	14.73 km		7. 4	7. 4		7. 4	1.5	1.0	
現地踏査(頭首工)	1 施設		1		I				
近接目視調査(線的構造物)	830 m2								開水路、水路トンネル
近接目視調査(点的構造物)	$20\mathrm{m}2$			会字	歩掛を追	<b>新田</b>			頭首工
コンクリート強度推定調査	13 測点			<b>少</b> 勺	ソンガーでリ	型/円			開水路、水路トン
ーマノノ 一張及電だ明直	10 例示								初、頭首工
中性化深さ試験(ドリル法)	4 箇所		I		I				開水路、頭首工
管内目視調査(パイプライ	180 m			2. 1	2. 1	2. 1	3. 0	2. 0	12m/定点
ン)	100 111			2. 1	۷. 1	2. 1	3. 0	2.0	IDM/ ALAN
継目間隔調査	180 m			2. 1	2. 1	2. 1	3.0	2.0	12m/定点

たわみ計測	36 m		1. 5	1.5	1. 5	3.0	2.0	12m/定点
テストバンド	15 箇所		3. 0	3.0	15. 0	20.0	5.0	1か所/定点
施設調査(制水弁)	4 箇所			0.8	1.6	3. 0	2. 0	
施設調査(空気弁)	15 箇所			3.0	6.0	3.0	2.0	
施設調査(流量計)	3 箇所			0.6	1. 2	3.0	2.0	
施設調査(排泥工バルブ)	15 箇所			3.0	6.0	3.0	2.0	
施設調査(分水工バルブ)	15 箇所			3.0	6.0	3.0	2.0	
合計		7. 4	16. 1	19. 1	48. 9			

注 機械経費及び材料費は、直接人件費の合計に対する割合として計上している。

#### 仮設工 (調査業務)

人的工 (阿五人)						
			労務費		諸雑費 (%) 80.0	
//c-光·五 ロ	*/ <sub>2</sub> □.	土木一般	特殊	普通	諸雑費	/ <del>#</del> # <del>#</del> #.
作業項目	数量	世話役	作業員	作業員		備考
		(人)	(人)	(人)	(%)	
人孔蓋開閉作業	1.1 AY = C	11 0	11 0	11.0	00.0	パッキン、ボルトは
	11 箇所	11.0	11. 0	11. 0	80. 0	諸雑費に含む

注 諸雑費は、労務費の合計に対する割合として計上している。

			直	接人件	費		注	注	
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	機械 経費	材料費	備考
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	
排水管理	12.4km				6. 2	6. 2	1.4	0.8	
充水管理	12.4km		1.2	3. 7	3. 7	3. 7	1.4	0.8	
合計			1.2	3. 7	9.9	9. 9			

注 機械経費及び材料費は、直接人件費の合計に対する割合として計上している。

## 2)機能診断(調査業務):機械設備(水門設備)1巡目 請戸左岸幹線用水路、

## 2巡目 焼築頭首工

	1~	. ,, =, 14	<b>グロユ</b>						
			直	接人件	費		注	注	
作業項目	数量	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員	機械 経費	材料費	備考
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	(%)	
現地踏査(水門設備)	6 門				参考歩掛を適用				水路ゲート
現地踏査(水門設備)	3 門		3.0	3. 0					頭首工ゲート
概略診断調査(水門設備)	5 門				参考歩掛を適用				水路ゲート
合計			3.0	3. 0					

注 機械経費及び材料費は、直接人件費の合計に対する割合として計上している。

## 5. 旅費交通費、日当及び宿泊費・基準日額について

## (1) 現地調査

現地調査は宿泊による調査を考えており、次のとおり計上している。

# 1)交通費

積算基地(仙台市)から現地までの移動に要する費用は、ライトバンで計上しており高速道

路料金は下表のとおり計上している。

地区名	計上区間	備考
請戸川地区	仙台宮城ICから浪江IC	

なお、現場内の移動に要する費用について、調査業務にあっては参考歩掛または4. 作業歩 掛に含まれていることから計上していない。

#### 2) 宿泊費

宿泊費は、目的地に到着した日の宿泊費(普通旅費)と、翌日からの滞在地を出発する日の 前日までの宿泊費(滞在日額旅費)を次のとおり計上している。

## 【設計業務】

		宿泊日数の内訳				
職種区分	宿泊日数	普通旅費	滞在日額旅費			
			30 日未満	30 日以上	60 日以上	備考
				60 日未満		
	(日)	(目)	(日)	(目)	(目)	
技師A	4	1	3			
技師B	4	1	3			
技師C	1	1				

## 【調査業務】

			<b>学</b> 流口**	******		
職種区分	宿泊日数	宿泊日数の内訳				
			滞在日額旅費			
		普通旅費 30	20 日土油	30 日以上	60 日以上	備考
			30 日未満	60 日未満		
	(日)	(目)	(日)	(日)	(日)	
技師A	21	1	20			
技師B	40	1	28	11		
技師C	44	1	28	15		
技術員	86	1	28	30	27	

## (2)業務打合せ

業務打合せ場所は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所(福島県福島市笹谷字稲場38-7)で考えており、旅費交通費については次のとおり計上している。

## 1)交通費

交通手段は高速バスで考えている。(仙台駅~原田東バス停、回数券2枚綴り)

2) 日当・宿泊費 日当・宿泊費は計上していない。

# 3) 基準日額

打合せにかかる基準日額は、以下のとおり直接人件費に計上している。

段階		職種			備考
		主任技師	技師A	技師B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
初	П	1.0人	1.0人		
中	間		1.0人	1.0人	3回実施
最	終	1.0人	1.0人		

※職種別人数 1.0 人の内訳として、打合せ 0.5 日、移動 0.5 日としている。

# 6. 施設管理者

本業務対象施設の施設管理者は、次に示すとおりである。

業務対象施設	施設管理者	所在地等
請戸川地区	請戸川土地改良区	福島県双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目 34 番地
幹線用水路、頭首工		TEL 0240-34-4200

#### 7. 仕様書補足事項

#### (1) 仮設工

#### 1) 排水管理、充水管理

排水管理は排泥工からの排水作業にかかる排水管理作業を計上している。 なお排水ポンプによる機械排水作業は計上していない。

#### 2) 管内換気設備

進入しやすい箇所等現地状況を踏まえ定点を決めて管内調査するという考えとしており 管内換気設備は計上していない。

#### (2) 安全費

調査業務における安全費の率計上は行っていない。

#### (3) 成果物

特別仕様書第6-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業務技術員 0.5人及び電子媒体(CD-R)1枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ (PDF 形式) を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」 に該当する情報とする。

#### (4) 帰還困難区域内における安全費等について

本業務では、機能診断調査に帰還困難区域での作業(対象施設:焼築頭首工、高瀬幹線導水路、高瀬右岸幹線用水路の一部、高瀬左岸幹線用水路の一部)が含まれることから、初回打合せにおいて作業計画の詳細を確認のうえ、安全費及び特殊勤務手当は作業実績により変更協議することとしている。

なお、安全費はゴム手袋、防じんマスク、個人線量計賃料を想定している。

#### 別 紙-1

- 1. 契約の保証について
- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出 しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類の提出に代えて、業務完 了保証人を付することができる。
- ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
  - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の 金銭を払い込んで、交付を受けること。
  - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏(官職・氏名)…注1」 と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契 約担当官等の指示に従うこと。
  - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計 法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金 の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を 求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
- イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
  - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 仙台支店」に契約保証金の金額に 相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
  - (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官(官職・氏名)…注2」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法 第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の 金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
  - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行なう組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
  - (イ) 保証書の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務 名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものと する。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証 書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還 するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証 する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」と 記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契約 担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた 保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金 額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

## オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保 険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」 と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた 保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金 額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第1 00条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業 務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

# (3) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号又は保証契約番号という。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注 1: 歲入歲出外現金出納官吏 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 庶務課長 岩石 利行

注2:政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課

課長補佐(主計) 昆野 淳

注 3 : 分任支出負担行為担当官 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長 井上 裕